

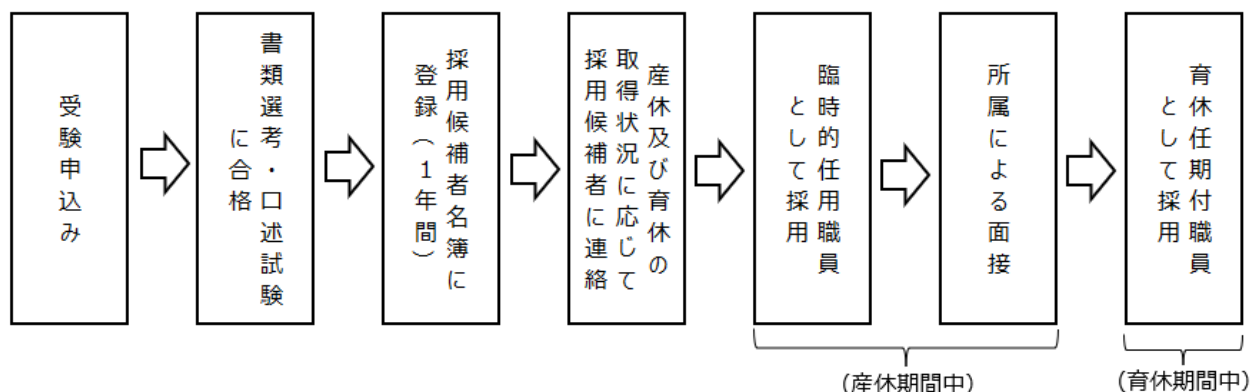
兵庫県産休・育休代替職員（西播磨地域）登録試験案内

- ◇受付期間 令和7年6月3日（火）～（登録予定人員に達し次第終了）
◇試験日 別途通知します
◇勤務場所 総合事務職：西播磨県民局内の各所属
林学職：西播磨県民局 光都農林振興事務所
栄養士：西播磨県民局 龍野健康福祉事務所、赤穂健康福祉事務所

I 産休・育休代替職員について

- (1) 産休・育休代替職員とは、西播磨県民局又は西播磨管内の地方機関において、産休又は育児休業を取得した職員の代替として勤務する職員で正規職員と同様の業務に従事します。
- (2) この試験の合格者は、産休・育休代替職員採用候補者名簿（以下、「採用候補者名簿」という。）に登録されます。
- (3) 職員の産休期間中（約4ヶ月間）は臨時的任用職員として、育児休業期間中は育休任期付職員として採用されます。（育休任期付職員の採用は、各所属による面接に合格する必要があります。）
- (4) 育休任期付職員の任用期間は、職員の育児休業期間に応じて決定します（最長約2年10ヶ月）。なお、一つの任期は1年以内とし、勤務実績や職員の育児休業期間に応じて1年度毎に任期を更新します。
- (5) 採用は、職員の産休及び育児休業の取得状況に応じて決定するため、合格者ごとに採用時期や任用期間が異なります。
- (6) 職員の産休及び育児休業の取得状況や育休任期付職員採用前に実施される面接の結果によっては、採用候補者名簿に登録されても採用されない場合があります。
- (7) 採用候補者名簿の有効期間は名簿登録の日から1年です。当初の任期終了後も、採用候補者名簿の有効期間中に、新たに産休又は育児休業を取得する職員があった場合には、再度採用される場合があります。
- (8) 採用候補者名簿に登録後、受験申込書に記載していただいた勤務希望地域に従って、受験地域以外の地域からも採用の連絡をさせていただく場合があります。
- (9) 産休・育休代替職員への採用は、任期の定めのない職員の任用に際して、いかなる優先権を与えるものではありません。

【採用までの流れ】



2 募集職種・登録予定人員・職務内容

職 種	登録予定人員	職 務 内 容
総合事務職	1 名	西播磨県民局の各所属で行う一般事務
林学職	1 名	光都農林振興事務所で行う林業の振興や森林の保全整備に関する専門的業務
栄養士	1 名	龍野健康福祉事務所等で行う栄養指導や食育の推進等の専門的業務

(注) 1 登録予定人員は、変更することがあります。

(注) 2 試験の合格者（登録者）から、林学職については、令和 7 年 6 月頃から約 3 カ月間、育休任期付職員として 1 名採用する予定があります。また、栄養士については、令和 7 年 10 月 22 日から臨時的任用職員として 1 名採用する予定があります。

3 受験資格

(1) 次の職種を受験する者は、下記の受験資格を有する者に限ります。

職 種	受験資格
林学職	以下のいずれかを満たす者 ① 大学、高等学校等において林学系の学科を修めて卒業 ② 本県林学職類似業務に従事した経験を持つ ③ ①、②と同等と認められる経験を有する
栄養士	管理栄養士免許を有している者又は任用日までに取得見込みである者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 日本国籍を有しない者（総合事務職に限ります）

イ 地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項のいずれか（下記）に該当する者

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

ウ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を理由とするもの以外）

4 申込方法

(1) 申込方法

ア 受験申込書に必要事項を記入し、写真を貼って、封筒の表に「産休・育休代替職員登録試験申込書在中」と朱書きの上、(2)の申込先まで持参または郵送してください。※原則、郵送でのご提出をお願いします。

イ 自己 P R カードは必要事項を記入の上、受験申込書と併せて提出してください。（受験申込書及び自己 P R カードは A 4 縦の片面に印刷し、ホチキス留めなどせず、ご提出ください。）

ウ 申込受付者には、試験日時や会場等を記載した案内を郵送しますので、110 円切手を貼付した返信用封筒を同封してください。（宛先は、郵便を受け取れる宛先を記載してください。）

※申し込み後、2 週間以内に案内が届かない場合は、(2)の申込先・問い合わせ先まで電話で照会してください。

(2) 申込先・問い合わせ先

〒678-1205
赤穂郡上郡町光都 2-25
兵庫県西播磨県民局 総務企画室 総務防災課
TEL 0791-58-2285

5 選考試験方法

(1) 選考方法

応募書類及び面接試験による選考

[面接試験]

責任感、コミュニケーション能力、協調性、理解力、知識・技術等について個別面接を行います。(25 分)

(2) 試験日

試験日時は、受付後に別途お知らせします。

(4) 試験会場

兵庫県西播磨総合庁舎

〒678-1205 赤穂郡上郡町光都 2-25 TEL : 0791-58-2285

6 合格発表

試験実施後に文書で通知します。

7 任用期間

(1) 臨時的任用職員

約 4 ヶ月間

(2) 育休任期付職員

職員の育児休業期間に応じて決定します（最長約 2 年 10 ヶ月）。

なお、一つの任期は 1 年以内とし、勤務実績や職員の育児休業期間に応じて 1 年度毎に任期を更新します。

8 勤務条件等

(1) 月額給与（給料＋地域手当）

給料は、行政職 1 級の給料表が適用されます。

区 分	月 額
高校卒	203,058 円（給料月額 194,500 円、地域手当 8,558 円[4.4%]※1）～ ※2
大学卒	235,526 円（給料月額 225,600 円、地域手当 9,926 円[4.4%]※1）～ ※2
上 限	269,456 円（給料月額 258,100 円、地域手当 11,356 円[4.4%]※1）

※1 地域手当の額は、勤務地域により異なります。

支給割合は給料月額の 9.4%～4.4%です。（例：西播磨地域は 4.4%）

※2 行政機関、民間企業等での経歴に応じて加算される場合があるほか、給与改定によって給料月額が変わることがあります

※3 給料月額の算定は、採用手続き時に職歴の期間等の証明書類により個別決定します。また、給料月額の個別照会には応じられませんのでご注意ください。

(2) 諸 手 当

扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当、超過勤務手当等がそれぞれの規定によって支給されます。

※給与改定によって手当額等が変わることがあります

(3) 勤務時間

週 38 時間 45 分 (7 時間 45 分×週 5 日)

(4) 休 暇

年次有給休暇は任期に応じて年間最大 20 日間となります(引き続き更新された場合、繰り越されます。)。その他、夏季休暇等任用条件に応じた各種休暇・休業制度(有給/無給)の適用があります。

(5) そ の 他

- ・地方公務員法に基づく一般職の地方公務員としてサービスの規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
- ・受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。